

## 平成 27 年度 あわらし市景観審議会議事録

- 1 開催日時 平成 27 年 9 月 10 日（木）10 時 00 分～11 時 30 分
- 2 開催場所 あわらし市役所 204 会議室
- 3 審議事項 J R 芦原温泉駅周辺地区景観形成整備計画（案）について
- 4 配布資料 会議次第及び資料
- 5 出席委員 別紙出欠簿のとおり
- 6 議事内容
  - 事務局 （開会、土木部長あいさつ。）  
（景観審議会について説明する。）  
（委員の紹介をする。）  
（会長及び副会長の選任について諮る。）
  - 委員 事務局一任。
  - 事務局 事務局一任の声をいただいたので、事務局の方で選任させていただく。異議はないか。
  - 委員 異議なし。
  - 事務局 異議なしの声をいただいたので、事務局として、野嶋委員を会長、水上委員を副会長に選任したい。異議はないか。
  - 委員 異議なし。
  - 事務局 異議なしの声をいただいたので、野嶋委員を会長、水上委員を副会長に選任する。野嶋会長より、あいさついただく。
  - 会長 前回より引き続き会長職をさせていただく。あわらし市の景観は、美しい田園風景であり、それをいかに守っていくかが重要である。また、北陸新幹線開業も控え、新しい景観をいかにデザインしていくかも重要となってくる。皆様の自由な意見を頂戴したい。
  - 会長 あいさつに続き、審議に入る。J R 芦原温泉駅周辺地区景観形成整備計画（案）について、事務局より説明願う。
  - 事務局 （J R 芦原温泉駅周辺地区景観形成整備計画（案）について、プロジェクターを使って、J R 芦原温泉駅周辺地区の景観まちづくりの経緯及び景観形成整備計画の概要を説明する。）
  - 会長 （委員に意見、質問を求める。）
  - 委員 あわらし市景観計画があることを初めて知った。市民に対して、告知等行っているのか。
  - 事務局 あわらし市景観計画を策定した際も、当審議会において審議いただいた後、公告・縦覧を経て、市の決定とした。これを市民への周知としている。

委員 あわら市景観条例も施行されているのか。

事務局 施行している。当整備計画についても同様の手順を経て、決定へと至る。

委員 当整備計画はJR芦原温泉駅周辺に限った規制としているが、説明にもあったとおり、あわら市景観計画はあわら市全域を規制している。あわら市内の全ての一般住宅に色彩等の規制が働いているのか。

事務局 現状は文言だけによる規制がかかっている状況である。しかし、届出の対象は高さ13m以上となっており、一般住宅はほとんど対象とならないので、現実的に規制が働いているかという把握できない。

委員 JR芦原温泉駅周辺の範囲を主に3地区としたのは、当駅の利用者がまち歩きをする範囲として設定しているのか。

事務局 その通りである。

委員 一般住宅は、個人の意志で建てるものであり、色彩等を規制するのは難しいのではないかと。規制に違反したからと言って罰則はないのだろう。

事務局 罰則があるわけではない。しかし、届出がされた状況で、基準とは反していることがわかれば、設計を変更してもらうことになる。

委員 他の会議等でも問題となるのが空き家である。当地区においても景観を損なう建物があるのか。

事務局 数か所そういった建物は見受けられる。

委員 そういった空き家対策には適用しないのか。

事務局 空き家対策の法律で準備を進めている状況である。

委員 最近、メガソーラーなどの整備が多くなってきており、景観が損なわれている。当地区において、守るべき景観等、何か理由があって重点地区としているはずである。どういう経緯で重点地区として設定したのか。

事務局 景観重点地区の設定については、あわら市景観計画で成されている。今回の整備計画については、地元住民で構成する景観まちづくり協議会が主体となって計画を作成し、市に提案してきたという経緯がある。

委員 あわら温泉地区はそういった地元住民の活発な活動というのではないのか。

事務局 今のところそういった話は聞いていない。

委員 今回の整備計画について、住民によるまちづくりと併せて景観整備も行っていくという考え方でよいか。

事務局 その通りである。当地区において景観まちづくり協議会による景観整備計画ガイドラインについての勉強会を行っており、今後も続けていく予定である。その中で住民の景観に対する意識を統一させるといった目的もある。

委員 宿場町の風情とは言うものの、どこを指してそう言うのか。宿場町を実感できる場所はあるのか。

もう一つ、届出の対象となる行為について、あわら市景観計画と当整備計画を比較すると、建築物の「延べ面積」が「建築面積」になっていると同時に、あわら市景観計画では工作物の高さ及び面積と建築物の高さ及び面積が同じであったのに対し、当整備計画では差をつけているのは意味があつてのことか。また、工作物は「延べ面積」でなくてよいのか。そもそも建築物と工作物はどう違うのかを教えてください。

委員 その質問に補足して、景観計画及び当整備計画は、景観法並びに建築基準法など法律に基づいて作成されている。建築物とは建築基準法第2条第1号に定義されており、工作物のうち屋根や柱や壁があるものなどを建築物としている。続いて、工作物とは、看板や東屋、ジェットコースターなども建築基準法上はこれに該当する。両計画において、届出の対象とするための基準として、築造面積を選択しただけだろう。しかし一方、建築物について、「延べ面積」と「建築面積」では意味合いが異なる。景観計画と同様に「延べ面積」で統一するのが望ましい。

事務局 「延べ面積」と「建築面積」の表記の違いについては調査する。

委員 当計画の内容について、十分に検討されていることが見て取れる。この程度の規制が適当だろう。全国各地で景観条例や計画が策定されているが、相当に厳しい条件で規制されている地区もあり、生活に支障が出ていることを聞いたことがある。おそらく当計画において対象となるのは、一般住宅が主だと考える。これくらいの内容が、自由な発想で家を建てること並びに統一性のある街並みづくりが可能なラインだろう。

委員 建築物について、高さ8mは3階建てに相当する。一般住宅は対象から外す考えでよいのか。

委員 当地区は、間口が狭く奥行きが長い敷地となっている。明らかに宿場町であった名残である。江戸時代の宿場町に対する税金は、間口の広さで金額が決められていた。また、北陸地方なので降雪量も多く、屋根に積もった雪は前後に排雪しなければならず、屋根は大きく高くなることわかる。当地区での建築物の高さ8mは決して高いとは言えないと考える。

委員 宿場町について、地図上（敷地の形状）より宿場町の名残が感じられるという内容であったが、実際に現地で宿場町であった歴史がうかがえる場所はあるのか。

委員 現状、町屋造りの建築物は残っているのか。

事務局 当地区には残っていないのが現状である。しかし、当地区の住民には宿場町の強いイメージを持ち、それを目指してまちづくりを進めている。

委員 旧北陸道はどこにあたるのか。

事務局 旧北陸道は、竹田川を南から渡って、水口に入り、坂ノ下を通過、細呂木の方へと北上していく経路であったと記憶している。坂ノ下に宿場口跡があることから、本来の宿場町は坂ノ下にあったと考えられる。

委員 福井地震によって金津の市街地は歴史的建物が残っていないので、宿場町の趣を感じるのは難しい。戦災及び震災の影響が少ない丹南、奥越は伝統的民家が残っている。旧北陸道沿い、あわら市においては坂ノ下、福井市においては浅水に宿場町があった。今も御影道中が辿る場所である。そういった歴史的背景から考えると、当地区での宿場町のイメージとは何か。

委員 当地区において、何を宿場町というのか。どういったものが宿場町なのか。イメージを明確化することが大切である。当ガイドラインではそれが不明確である。建築業者が建物を建てる時にどうしたら良いかわからない。

事務局 今は宿場町の街並みを再現するとか、町屋造りの外観にするといったことではなく、そういった歴史的背景より落ち着いた色彩で統一するといった意味合いである。

委員 工作物について、届出の対象として電柱がこれに該当する。また、北陸新幹線芦原温泉駅の新駅舎も当地区内に位置しており、デザインの検討にも積極性が出るのではないかと評価する。

事務局 電柱も該当する。

委員 色彩について、電柱の灰色は基準内か。

事務局 基準内である。また、J R 芦原温泉駅前（県道芦原温泉停車場線）の電柱について、北陸新幹線芦原温泉駅開業を目途に、当駅から水口橋あたりまでの範囲で電線地中化を進めていきたいと考えている。

委員 人の動きについて、どのような人がここを利用するのか、福井県の北の玄関口として、J R 利用者が駅に降り立って、旅館に泊まる人は、専用バスが迎えに来て、温泉旅館へと向かっていくというのがパターンではあろうが、他にも人的な動線はどう考えているか。また、J R 利用者以外にも誰がここを利用して回遊されるのか。

事務局 当地区の回遊について、主に J R 芦原温泉駅利用者を対象としている。しかし、当駅に降り立った人というよりも、電車やバスを待つ少しの時間に回遊できるようにと計画している。

まちづくりについて、当駅からまちなかへとどのように誘うかを考慮した回遊を総合的に検討している。

当駅利用者が当地区を回遊し、その後あわら温泉へと向かうことが理想ではあるが、あわら市内だけの観光に限らず、福井県の北の玄関口と

言われるように、県内の各観光地より帰宅する際に、当駅を利用し、少しの時間で回遊できるようにと考えており、まち歩きの距離としては非常にコンパクトである。

委員 当地区を目的として訪れるのではなく、時間を有効に活用するといった考え方か。

事務局 考え方は、比較的そちらに近い。

委員 これまでの勉強会参加者、景観まちづくり協議会の委員及び当地区の住民は、当整備計画の景観形成基準等については、どのような意見を持っているか。

事務局 当整備計画の数値的な規制について、直接関係しない限りわからない部分も多いと思われる。当地区の建物を調査したところ、約 80%から 90%までの建物は基準内に納まっている状況であり、異論及び反論は特にない。

委員 他市町とは比較しているか。

事務局 もちろん他市町の計画を参考にして作成している。

委員 景観形成基準の色彩について、彩度 2 以下は厳しいのではないか。現状は基準内に納まっていない建物が多いのではないか。

事務局 当地区において、約 200 軒の建物の現況調査を行った結果、約 10%から 20%ほどが基準内に納まっていない。その建物が今後の増改築する際に、当基準に基づいて建ててもらい、10 年後または 20 年後の将来に渡って、統一性が出てくると考えている。

委員 坂井市は当基準と同等程度である。勝山市も同等程度だが、地区によっては、もう少し厳しい地区もある。福井市の中心市街地については、植栽面積に指定がある。平面に対して何%の植栽を設けること、または立面に対して何%の植栽が見えるようにすることなどがあるが、あわら市において、そこまで指定する必要はないと考える。

当基準の素材について、伝統的素材の活用が記載されているが、伝統的素材として各地で多用されていたものにベンガラがある。ベンガラの赤色は明らかに色彩基準から外れる。その矛盾はどうすべきか。

委員 ベンガラは宿場町とは異なる地域で多用されており、当地区は色彩を優先すべきかと思われる。

北陸新幹線の延伸をきっかけに駅周辺は様変わりすると予想される。その中で、こうやって景観形成重点地区を設け、景観形成整備計画を策定することは非常に意味があることである。規制することによって、街並みを作り上げたり、景観を保全したりすることが目的である。当整備計画に賛成だが、住民に周知していく方法が大事だと考える。

北陸新幹線沿線をいろいろ見てきたが、富山県には日本一のスターバ

ックスコーヒー店がある。また、富山市ガラス美術館は隈研吾氏設計による建物に生まれ変わって大変集客力がある。少し離れて、黒部市に松桜閣という初代富山県知事の住居である古い家屋が一般開放されている。駅から近く、待ち時間で利用できる施設であり、新幹線が来ただけで客数が何倍も増えた。宿場町のイメージは文化歴史的な強みである。

委員 北陸新幹線を考慮した場合、車窓からの景観も大切だろう。

委員 現状、基準から外れる 10%から 20%の建物を改修等へと促す施策はないのか。

事務局 景観まちづくり協議会で開催している勉強会を引き続き開催を予定している。幾度も開催することによって、住民同士が景観を意識し合い、当整備計画を進めていくことが理想である。10%から 20%の基準外の建物所有者が自発的に改修するための勉強会である。また、当地区において、街路整備やサイン整備を計画しており、まち歩きしやすい環境づくりを進めていく中で、理解と自発性が生まれると考えている。

委員 当地区に歩きながら食べられる物の店舗を誘致することや、店舗の外観を宿場町風にするための補助などを検討すると良いだろう。

委員 当地区に宿場町を感じる景観は残っていない。しかし、当地区を含む金津地区において金津祭が開催され、18 地区で競う本陣飾り物などは宿場町であった歴史の名残である。年間を通して鑑賞できる常設の展示施設などを設置して、まち歩きを楽しんでもらってはどうか。

事務局 本陣飾り物の常設展示施設について、関係区と協力し、設置を計画しており、まち歩きの資源となるよう進めている。

委員 まち歩きに力を入れているのが、近いところで坂井市三国町であり、民間主体でまちづくりを進めている。空き家の改修等も積極的に行い、まち歩きする観光客が増加しているので、参考となるだろう。まちづくりは行政主体でなく、民間主体でやらなければ良い結果は出ない。

委員 当整備計画は街並みづくりを目的とし、そのためには拠点づくりや、歩いて行く価値があるものがそこにはないといけない。そのメリハリをつけるとより一層魅力的な地区となるだろう。

実際に当地区をまち歩きして感じたことは、商店街が立ち並ぶ風景と一本裏道に入ると竹田川の開けた風景が存在することである。このメリハリが魅力であり、それを踏まえた回遊コースを検討する必要がある。

委員 当整備計画は新築や増改築などの動きについて規制するものであり、現存する古い空き家、空き店舗には規制はかからない。見た目だけではなく、危険性を回避することも今後検討していくべきだろう。

会長 (他に質問、意見がないか問う。)

(J R 芦原温泉駅周辺地区景観整備計画 (案) について諮る)

委員 異議なし。

会長 (JR芦原温泉駅周辺地区景観整備計画(案)の承認と多くの発言に  
お礼をのべ、事務局に返す。)

事務局 次回の予定は未定であるが、事前に日時等はお知らせする。他に意見  
がなければこれで閉会とする。

事務局 (閉会、建設課長あいさつ。)

(以上)